

神奈川県指名停止等措置要領の運用基準

1 運用基準について

(1) 第3条第1項 指名停止期間を2倍とする要件

ア 「贈賄」、「談合等」、「不当な取引制限等」の3つの措置要件については、特に悪質な行為であるため、県内、県外を問わず、再度、3つのいずれかの措置要件に該当する場合は、指名停止期間を2倍とする。

イ アを除き、指名停止期間を2倍とする場合は、原則として、県内で同一の措置要件を繰り返した場合とする。

なお、措置要件の「法令違反」について指名停止期間を2倍とする場合は、県内で同一の法令における違反を繰り返した場合とする。

(2) 第3条第3項 指名停止期間を短縮する要件

「別表第1」の「法令違反」において、略式起訴となった場合は指名停止期間を1/2に短縮し、「県に対する行為24か月、県内行為12か月、県外行為6か月」を「県に対する行為12か月、県内行為6か月、県外行為3か月」とする。

2 運用基準の適用の時期等について

(1) 適用の時期

平成21年10月1日以降に指名停止の通知を行う案件から適用する。

(2) 指名停止となっている事業者の取り扱いについて（経過措置）

運用基準が適用される事業者との公平性を保つため、既に指名停止となっている事業者で、運用基準を適用した場合に指名停止期間が終了している者については、指名停止を解除することとする。